

老指第8号
平成12年12月13日

都道府県
指定都市
各 中核市 介護保険関係指導監査担当課長 殿
保健所設置市
特別区

厚生省老人保健福祉局企画課介護保険指導室長



介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の指導について

標記については、「介護保険施設等の指導監査について」（平成12年5月12日付老発第479号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「局長通知」という。）及び平成12年7月31日付厚生省老人保健福祉局企画課介護保険指導室事務連絡（「指導監査の実施方法について」以下「事務連絡」という。）を参考に実施されるよう示されているところであるが、今般、介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の指導監査に当たり、次のような取り扱いが適切な実施方法と考えられるので、御了知の上、貴管内の介護療養型医療施設及び介護老人保健施設、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用について遺憾のないようにされたい。

- 1 介護療養型医療施設に対する指導監査に当たって、医療に関する指定基準違反等の場合には、通常医療法及び医療保険各法の問題にも及ぶことが予測されることから、局長通知及び事務連絡により、それぞれの担当部署が連携をとって同時にを行うことが適当であるとしてきたところであるが、各都道府県の指導監査の状況をみると、未だ連携についての調整が行われていない都道府県が見受けられるので、更に、局長通知及び事務連絡の趣旨を理解し連携に努められたいこと。
- 2 介護療養型医療施設に対し、介護保険施設等指導指針に基づき同指針の別紙「主眼事項及び着眼点（介護療養型医療施設）」の第4運営に関する基準の11「診療の方針」について実地指導を行う場合には、医療の専門性及び重要性に鑑み都道府県等の医師である専門職が同行して行うものとし、医師である専門職の同行がない場合においては、「診療の方針」部分を実地指導の対象としないこと。
なお、介護老人保健施設に対する実地指導においても、これと同様の取り扱いとすること。

(参考 1)

介護保険施設等の指導監査について

平成 12 年 5 月 12 日 老発第 479 号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長・
各保健所設置市市長・各特別区区長宛
厚生省老人保健福祉局局長通知

介護保険の介護保険施設等に対する指導監査については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添 1 「介護保険施設等指導指針」及び別添 2 「介護保険施設等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いしたい。

なお、介護老人保健施設に対する指導監査の権限を有している指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区は、都道府県との十分な連携を努められたい。

また、指定都市及び中核市は、老人福祉法上、特別養護老人ホームに対する指導監査の権限を有していることから、老人福祉法による権限行使に当たっては、指定介護老人福祉施設に対する都道府県の指導監査と十分な連携を図って実施に努められたい。

さらに、本通知による指導監査の実施に関しては、医療保険各法及び老人保健法に基づき地方社会保険事務局及び都道府県が行う指導監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、昭和 63 年 6 月 6 日健医老第 81 号「老人保健法による老人保健施設の指導について」及び平成元年 4 月 20 日老企第 86 号「厚生省が行う老人保健施設実地指導の実施について」は廃止する。

別添 1 以下略

指導監査の実施方法について

平成 12 年 7 月 31 日 事務連絡
各都道府県介護保険関係指導監査担当課宛
老人保健福祉局企画課介護保険指導室

介護保険施設等の指導監査の実施に当たっては、平成 12 年 5 月 12 日付老発第 479 号厚生省老人保健福祉局長通知を参考として実施されるよう示しているところですが、同通知でいう「医療保険各法及び老人保健法に基づき地方社会保険事務局及び都道府県が行う指導監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携」に関し、指定介護療養型医療施設に対し実施する場合における学識経験者の立会について照会が数県からありました。このことについては、5 月 15 日の全国会議において説明したところですが、なお、その趣旨等について次の通りですので、十分なご理解をお願いします。

指導監査については、それぞれの各法律の指導監査の権限において実施されるところですが、照会のある指定介護療養型医療施設は、介護保険法による指定基準等による指定と同時に、医療法の医療施設及び医療保険各法の指定医療機関としての要件をあわせ備えているものであることから、同施設に対し、介護保険法の権限による指導監査を実施し、指定基準違反等の問題が発見された場合、通常医療法及び医療保険各法の問題にも及ぶことが予想されるところあります。

こうしたことを考慮すれば、指導監査の実施に当たっては、健康保険法の担当部署と介護保険法、医療法等の担当部署が、あらかじめ日程調整等を行い、それぞれの権限を持って指導監査等を同時に行なうことが、円滑かつ効率的であり、現実的な方法であると考える。

なお、この場合、健康保険法等においては、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により立ち会わせるものとなっているので、関係部局間の調整に際しては十分留意されたい。